

各指定障害児入所施設管理者
各指定児童発達支援事業所管理者
各指定放課後等デイサービス事業所管理者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

保育士特定登録取消者管理システム稼働に向けた利用者情報登録について（依頼）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法の改正により、児童生徒への性暴力を行ったことにより、保育士の登録を取り消された者等は、保育士特定登録取消者管理システムに情報が記録されることになり、保育士を任命又は雇用する者は令和6年4月1日以降、新たに保育士を任命又は雇用するにあたり、当該システムを活用して、記録された情報を検索することが義務付けられました。

つきましては、当該システムの利用にあたり、利用者情報の登録が必要となりますので、対象となる施設・事業所におかれましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、当該システムの概要や登録方法等につきましては、別添の国事務連絡及び国資料別添2をご確認ください。

記

1. 依頼内容

保育士特定登録取消者管理システム（R6.4 稼働）のデータベースを使用するための利用者情報登録

2. 対象施設・事業所（岐阜市所管の施設等を除く）

- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

3. 作業内容

【作業行程】

- （1）対象施設の長は利用者（採用責任者）を選定する。
- （2）施設の長もしくは利用者（採用責任者）本人が下記入力フォームから情報入力。
（公立施設の場合）

URL : <https://forms.office.com/r/cYVW3SUkpU>

(私立施設の場合) ※公設民営、指定管理を含む

URL : <https://forms.office.com/r/p20mDgXZ0e>

(3) こども家庭庁からIDが配布されるため、初回ログインを実施。(後日)

【作業期限】

令和6年2月22日(木) 16時00分

4. 留意事項

- ・機微な個人情報を扱うシステムであることから、登録する利用者(採用責任者)は最低限の人数としてください。
- ・採用については様々なパターンが想定されますので、別添の国事務連絡及び国資料別添2をご一読のうえ、利用者情報登録の実施をお願いいたします。
(施設による採用、法人による採用、自治体による採用…等々)
- ・公立施設については、施設を設置する市町村等と十分に連携のうえ、利用者登録の要否を判断してください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		